

〔平成17年 6月制定
平成24年 4月改正〕

LIA-J200

J I S 認 証 業 務 規 程

（ 工業標準化法に基づく登録認証機関に係る業務規程 ）

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 財団法人日本エルピーガス機器検査協会（以下「本会」という。）の寄附行為第4条第5号に定める本会の事業の「工業標準化法に基づく液化石油ガス器具等に関する登録認証機関業務」（以下「認証」という。）の実施に関する要領は、本業務規程の定めるところによるものとする。

(基本方針)

第2条 本会は、認証の業務を実施するにあたり基本方針を以下に定める。

- 一 工業標準化法及び本業務規程で規定する事項を遵守し、技術的な能力を維持し、公平公正に業務を遂行する。
- 二 認証の公正な業務を遂行するにあたり必要な手順を定め、特定のを不当に差別的な取り扱いをすることなく、すべての認証依頼者に対して公平に対処する。
- 三 認証依頼者若しくはその関係者との取引関係その他の利害関係の影響を受けてはならない。
- 四 認証依頼者が特定の協会等の会員であることを条件にしない。
- 五 認証の対象となる製品の設計、製造等に直接関与しない。
- 六 認証の公平性に疑義が生じるおそれのある助言等を行わない。
- 七 認証の信頼性及び公平性を損なうような活動をしない。

(認証に係る業務等の定義)

第3条 認証に係る業務等の定義は、以下のとおりとする。

- 一 「JISマーク」とは、「日本工業規格への適合性の認証に関する省令」（以下「省令」という。）第1条（表示）に定める表示をいう。
- 二 「初回工場審査」とは、省令第12条（認証に係る審査の方法）に定める方法により、同省令第2条（品質管理体制の審査の基準）に規定する事項について、鋳工業品を製造する工場又は事業場に対する品質管理体制の初回の工場審査をいう。
- 三 「初回製品試験」とは、省令第11条（認証に係る審査の方法）に定める方法により、鋳工業品の認証に係る日本工業規格への適合性の審査に係る初回の製品試験をいう。
- 四 「認証維持審査」とは、省令第10条（認証に係る審査の実施時期及び頻度）に定める方法により、本会が行った認証を維持するかどうかを判断するために行う審査をいう。
なお、認証維持審査において行う工場審査を認証維持工場審査といい、また、認証維持審査のために行う製品試験を認証維持製品試験という。
- 五 「認証の区分」とは、認証依頼者が依頼する認証の対象となる鋳工業品の区分をいう。
認証の区分は、該当する日本工業規格ごとを原則とする。ただし、次のいずれか又は日本工業規格と次のいずれかの組合せとすることができるものとする。
 - イ 日本工業規格に定める種類又は等級ごと

- 認証依頼者により定義された鋳工業品(認証依頼者の定める型式等) ごと
- ハ 複数の日本工業規格に係る鋳工業品の群

第2章 認証業務の範囲

(業務を行う時間及び休日)

第4条 本会の業務は土曜日、日曜日、祝祭日、創立記念日、12月29日から翌年1月3日まで及び本会が特に定めた日を除く日の9時から17時までこれを行うものとする。

2 中央検査所長又は支所長が特に必要と認めるときは、前項に規定する日若しくは時間以外の日又は時間にこれを行うことができる。

(認証の業務を行う事業所の所在地)

第5条 認証の業務を行う事業所の所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
本 部	東京都港区新橋一丁目18番6号 共栄火災ビル
中央検査所	神奈川県綾瀬市深谷中八丁目5番7号
大 阪 支 所	大阪府大阪市中央区本町四丁目5番3号 大和本町ビル
名古屋支所	愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目8番13号 彫清ビル南館
山 梨 支 所	山梨県韮崎市富士見一丁目7番3号 清水ビル

2 認証に係る業務を行うにあたり、認証を受けようとする場所に JIS 認証審査員又は JIS 認証試験員を出張させ業務を行わせることができる。

(認証の業務に係る体制及び職掌)

第6条 本会の認証の業務に係る体制及び職掌を以下のとおりとする。

- 一 認証の業務の総括的な責任者を事務局長とする。
- 二 認証に係る制度、手数料等の管理、認証書の発行、認証契約、委員会に係る業務を処理する責任者を業務部長とする。
- 三 製品試験における申請受理から結果の評価までの業務を処理する責任者を中央検査所長とする。
- 四 担当地域における認証維持工場審査等の業務を処理する責任者を中央検査所長及び支所長とする。
- 五 認証申請の受理から結果の評価までに係る業務、及び認証の維持に係る業務を処理する責任者を業務部長とする。
- 六 JIS 認証審査員は、当該工場又は事業場の省令第2条に定める基準への適合性について

評価する責任を有する。

七 JIS 認証試験員は、当該鉱工業品の当該日本工業規格等への適合性について評価する責任を有する。

八 JIS 認証判定委員会は、認証の可否を決定する。

(認証の対象とする日本工業規格)

第7条 本会の認証の対象は、液化石油ガスの消費の用に供する機械、器具及び材料に関する日本工業規格及びその中で引用されている日本工業規格とする。

2 特定の個数又は量の鉱工業品に係るロット認証については、現に製造されたものに限る。

(認証の業務を行う区域)

第8条 認証の業務を行う区域は、日本国とする。

第3章 手数料

(認証に関する料金の算定方法に関する事項)

第9条 手数料は、人件費、物件費、一般管理費等に基づき、社会的情勢及び財政的状况を考慮し算定する。

(手数料規程の改正及び暫定手数料)

第10条 認証の業務に伴う手数料については、別に定める認証手数料規程の定めるところによる。

2 認証手数料規程の制定及び改廃は、第33条に規定するJIS認証運営委員会の同意を得なければならない。ただし、理事長が緊要と認めた場合には、暫定手数料を制定し運用することができるものとする。

(手数料の収納等)

第11条 手数料は、本会の取引銀行への払込みにより収納するものとする。

2 本会は、収納した手数料は、返還しないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に規定する金額を返還するものとする。

- 一 当該手数料を超過して収納した場合 当該超過金額
- 二 第54条第3項ただし書の場合 全額

第4章 JIS 認証審査員等

(JIS 認証審査員の資格)

第12条 JIS 認証審査員の資格は、次の各号に掲げる条件に適合することとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業（大学院においては修了）していること。
- 二 省令に関する十分な知識を有していること。
- 三 標準化、品質管理に関する十分な知識を有すること。
- 四 品質マネジメントシステム審査に関する十分な技能を有していること。
- 五 登録の区分に係る鉱工業品の製造に必要な技術に関する十分な知識を有していること。
- 六 製品認証業務に通算して4年以上の実務経験を有すること。

(JIS 認証試験員の資格)

第13条 JIS 認証試験員の資格は、次の各号に掲げる条件に適合することとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業（大学院においては修了）していること。
- 二 当該日本工業規格に関する十分な知識を有していること。
- 三 JIS Q 17025 に関する十分な知識を有していること。
- 四 当該日本工業規格に関する試験に通算して1年以上、若しくは当該日本工業規格以外の日本工業規格に関する試験に通算して2年以上実務経験を有すること。

(JIS 認証審査員等の選任及び解任)

第14条 JIS 認証審査員の選任者を事務局長、JIS 認証試験員の選任者を中央検査所長とする。

- 2 それぞれの選任者は、次の各号の一に該当するときは、これを解任するものとする。
 - 一 休職、退職及び解雇になったとき
 - 二 本業務規程に違反し、本会の信頼性を著しく毀損したとき
 - 三 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるとき

(認証の業務を行う者の配置)

第15条 本会は、第14条第1項により選任した JIS 認証試験員を日本工業規格ごとに2名以上配置する。

- 2 本会は、第14条第1項により選任した JIS 認証審査員を省令第4条に規定する登録の区分ごとに2名以上配置する。

第5章 認証の方法

(認証の申請)

第16条 認証依頼者は、次の事項を記載した認証申請書を本会に提出しなければならない。

- 一 認証依頼者の氏名又は名称及び住所
- 二 鋳工業品の名称
- 三 認証に係る日本工業規格の番号
- 四 認証の区分
- 五 ロット認証の場合は、対象となる個数又は量
- 六 認証に係る工場又は事業場の名称及び住所

2 認証申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 鋳工業品に係る品質管理実施状況説明書（省令第2条第1項又は第2項に適合していることを説明する書面）
- 二 鋳工業品に係る工場又は事業場に関する事項を説明した書類
- 三 鋳工業品、その包装等に付す JIS マーク及び付記事項の表示方法及び位置図、並びに認証依頼者の名称又は略称の表示方法及び位置図
- 四 鋳工業品の構造、材質及び性能を説明した書類
- 五 その他、本会が必要とする資料

(工場審査及び製品試験)

第17条 工業標準化法、該当する日本工業規格及び関連基準等に定める方法により認証に係る工場審査並びに製品試験を行うものとする。また、必要に応じてこれらを補足する規程等を作成し、適用することができるものとする。

(審査及び試験の実施者)

第18条 審査及び試験は、本会の JIS 認証審査員及び JIS 認証試験員がこれを行う。

(結果の評価)

第19条 本会は、工業標準化法、省令、関連する日本工業規格及び本会が定める要求事項の該当するすべての事項に照らして、第17条の結果に基づき、認証申請書及び添付書類に定められた鋳工業品及び品質管理体制を評価する。

(認証の可否決定)

第20条 第40条に規定するJIS認証判定委員会において、第19条における評価結果等に基づき、省令第13条（認証に係る審査の方法）に規定する要件を満たしているかどうかについて審査し、認証の可否を決定するものとする。

(認証契約)

第21条 本会は、前条の JIS 認証判定委員会において認証することを決定した場合、認証依頼者と省令第 18 条（認証契約の内容に係る基準）に定める基準に適合する契約を締結するものとする。

(認証書の交付)

第22条 本会は、前条に基づき認証契約を認証依頼者と締結した場合、認証依頼者に対し認証書を交付する。また、認証書には次の事項を記載する。

- 一 認証契約を締結した期日（年月日）及び認証番号
- 二 被認証者の氏名又は名称及び住所
- 三 認証に係る日本工業規格の番号及び日本工業規格に種類又は等級が規定されている場合にあっては当該種類又は等級
- 四 鋳工業品の名称
- 五 認証の区分（日本工業規格と同じ場合にあっては省略することができる。）
- 六 認証に係るすべての工場又は事業場の名称及び所在地（現に製造された特定個数又は量の鋳工業品のロット認証の場合（全数について初回製品試験を行う場合を含む。）を除く。）
- 七 ロットの個数又は量及び識別記号又は記号（現に製造された特定の個数又は量の鋳工業品に係るロット認証の場合に限る。）
- 八 認証に係る工業標準化法の根拠条項

第6章 製品試験

(製品試験を行う場所)

第23条 製品試験を行う場所は、第5条に規定する中央検査所とする。

(製品試験の方法)

第24条 製品試験は、第 17 条に定める日本工業規格等に規定する方法により行うものとする。

- 2 初回製品試験は、原則として、本会の JIS 認証試験員が本会の中央検査所の試験設備を用いて、前項に規定する方法に基づき、認証依頼者が製造した鋳工業品について日本工業規格で要求されるすべての事項について試験を行う。なお、当該初回製品試験に必要な数量の試験用の鋳工業品は、本会の JIS 認証審査員又は JIS 認証試験員が無作為に抽出するものとする。

(設備等)

第25条 製品試験に使用する機械器具等は別に定める機械器具明細表に定めるところによる。

(設備等管理)

第26条 前条に掲げる設備の管理は、別に定める検査設備管理規程に基づいて行い、常にその精度保持を図らなければならない。

第7章 認証の維持

(認証維持審査)

第27条 本会は、被認証者に対して3年ごとに1回以上の頻度で、第3条第四号に掲げる認証維持審査を行う。

2 認証維持審査は、第17条に規定する規程等に基づき、認証維持工場審査及び認証維持製品試験により行うものとする。

(認証の変更又は追加)

第28条 被認証者は、次に掲げる認証の区分の追加又は変更を行おうとする場合には、事前に、変更等の種類に応じた申請書を中央検査所に提出しなければならない。

- 一 認証区分の追加
- 二 工場又は事業場の追加又は変更
- 三 鋳工業品の種類又は等級の変更又は追加
- 四 鋳工業品の変更又は追加

2 前項の申請書には、第16条第2項に掲げる添付書類のうち当該追加又は変更に係る書類を添付しなければならない。

3 本会は、前1項の申請に係る変更又は追加についての認証の可否を第17条から第20条までの規定に基づき決定するものとする。ただし、当該変更又は追加の内容により、工場審査及び製品試験の一部を省略することができるものとする。

4 前項において認証を決定した場合、本会は、必要に応じて、第21条に基づき認証契約の締結又は変更し第22条に基づき認証書の交付をするか又は契約変更前の認証書を訂正するか、若しくはこれに代えて新たな認証書の交付を行うものとする。

(臨時の認証維持審査)

第29条 本会は、次に掲げる場合には、臨時の認証維持審査を実施するものとする。ただし、当該内容により、工場審査及び製品試験の一部を省略することができるものとする。

- 一 被認証者が、認証に係る鋳工業品の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとしたとき
- 二 認証に係る日本工業規格が改正された場合であって、当該改正により、認証に係る鋳工業品が日本工業規格に適合しなくなるおそれのあるとき又は被認証者の品質管理体制を変更する必要があるとき
- 三 第三者から認証に係る鋳工業品が日本工業規格に適合しない旨又は被認証者の品質管理体制が省令第2条の基準に適合しない旨の申立てを受けた場合であって、その蓋然性が

高いとき

四 第一号から第三号までに掲げるもののほか、認証に係る鋳工業品が日本工業規格に適合せず、若しくは被認証者の品質管理体制が省令第2条の基準に適合せず、又は適合しないおそれのある事実を把握したとき

2 臨時の認証維持審査は、前項の各号に対して次の時期までに実施するものとする。

- 一 前項第一号にあっては、当該変更又は追加が行われるまで
- 二 前項第二号にあっては、当該日本工業規格の改正後1年以内
- 三 前項第三号及び第四号にあっては、当該事実を把握した後速やかに

(違法な表示等に係る措置)

第30条 本会は、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該被認証者に対し、これを是正し、及び必要となる予防措置を講じるように請求するものとする。

- 一 品質管理体制が省令第2条の基準に適合していないとき
- 二 認証に係る鋳工業品以外の鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に JIS マークの表示又はこれと紛らわしい表示を付しているとき
- 三 認証に係る鋳工業品以外の鋳工業品の広告に、当該鋳工業品が認証を受けていると誤解されるおそれのある方法で、JIS マーク又はこれと紛らわしい表示を使用しているとき
- 四 被認証者に係る広告に、本会の認証に関し、第三者を誤解させるおそれのある内容があるとき

2 本会は、次の各号に掲げる場合には、認証を取消し、又は速やかに、被認証者に対して JIS マーク（これと紛らわしい表示を含む。）の表示の使用の全部若しくは一部を行わないように請求し、かつ、被認証者が保有する JIS マークの付してある鋳工業品（その包装、容器又は送り状に JIS マークの付してある場合における当該鋳工業品を含む。）であって日本工業規格に適合していないものを出荷しないように請求するものとする。

- 一 被認証者が製造した鋳工業品がその表示に係る日本工業規格に適合しないとき
- 二 被認証者の品質管理体制が省令第2条の基準に適合していない場合であって、その内容が、認証に係る鋳工業品が日本工業規格に適合しなくなるおそれのあるときその他重大なものであるとき
- 三 前項の請求に被認証者が適確に、又は速やかに応じなかったとき

3 本会は、前項の請求をする場合には、被認証者に対し、次に掲げる事項を記載した文書により通知するものとする。

- 一 請求の対象となる被認証者の工場又は事業場及び鋳工業品の範囲
- 二 請求する日以降その請求を取消すまでの間に、鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、JIS マーク（これと紛らわしい表示を含む。）の表示を付してはならない旨
- 三 被認証者が保有する JIS マーク（これと紛らわしい表示を含む。）の表示の付してある鋳工業品（その包装、容器又は送り状に JIS マークの付してある場合における当該鋳工業品を含む。）であって、日本工業規格に適合していないものを出荷してはならない旨
- 四 請求の有効期間

- 五 前号の有効期間内に認証に係る鋳工業品が日本工業規格に適合しなくなった原因を是正し、又は被認証者の品質管理体制を省令第2条の基準に適合するように是正し、及び必要な予防措置を講じること
- 4 本会は、前項第四号に規定する請求の有効期間を延長することができる。
- 5 本会は、第3項第四号の有効期間（前項の規定により延長した場合を含む。）内に第3項第五号に規定する是正及び予防措置が講じられなかった場合には、認証を取消すものとする。
- 6 本会は、前項の取消しをする場合には、被認証者に対し、その保有する当該取消した認証に係る鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付された JIS マーク（これと紛らわしい表示を含む。）の表示を除去し、又は抹消するように請求するものとする。
- 7 本会は、認証に係る鋳工業品がその表示に係る日本工業規格に適合しなくなった原因が是正され、又は被認証者の品質管理体制が省令第2条の基準に適合することとなり、及び必要となる予防措置が講じられたことを確認した場合には、被認証者に対し、速やかに、文書により第2項の請求を取消す旨通知するものとする。

（認証の取消し）

第31条 本会は、次の各号に掲げる場合には、被認証者に係る認証をすべて取消すものとする。

- 一 第27条又は第29条に規定する審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき
 - 二 第30条第2項の請求をした場合であって、その有効期間内に、被認証者が鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、JIS マーク（これと紛らわしい表示を含む。）の表示を付したとき
 - 三 第30条第2項の請求をした場合であって、その有効期間内に、被認証者がその保有する JIS マークの表示の付してある鋳工業品（その包装、容器又は送り状に JIS マークの付してある場合における当該鋳工業品を含む。）であって、日本工業規格に適合していないものを出荷したとき
- 2 第30条第6項の規定は、前項の規定による認証の取消しに準用する。

（違法表示の通知）

第32条 本会は、JIS マークの表示又はこれと紛らわしい表示が鋳工業品に違法に付されていることを知った場合には、経済産業大臣に対し、直ちに、当該事実を通知するものとする。

第8章 JIS 認証運営委員会

（JIS 認証運営委員会）

第33条 本会は、認証の業務の公正な実施のために、JIS 認証運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

(運営委員会の構成)

第34条 運営委員会は、5名以上の委員をもって構成する。

- 2 運営委員会の構成は、特定の関係者を優先することなく、かつ、重要な関わりをもつすべての関係者が参加できるようにする。
- 3 運営委員会には、委員長をおき、本会の理事を除く委員から委員の互選により選出する。
- 4 運営委員会には、第40条に規定するJIS認証判定委員会の他に専門委員会を置くことができる。なお、専門委員会の委員は、運営委員会が選任する。

(運営委員会委員の選任及び任期)

第35条 運営委員会の委員は、理事会において選任する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残存期間とする。

(運営委員会の職務及び権限)

第36条 運営委員会は、認証に係る業務及び財政状況の監視、認証業務の方針、手数料及びその他認証に係る重要案件の審議を行う。

- 2 運営委員会の委員は、公平公正な認証業務の遂行に著しい疑義がある場合には、その旨を経済産業大臣に直接申立てすることができる。

(運営委員会の開催)

第37条 運営委員会は、年1回以上の頻度で開催する。また、その他必要に応じて委員長が招集する。ただし、緊急を要する場合にあっては書面審議とすることができるものとする。

- 2 運営委員会は、委員現在数の過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。この場合、前項の適用については出席したものとみなす。

(運営委員会委員の解任)

第38条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事の現在数の2分の1以上の議決を得て、当該委員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - 二 職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項第二号の規定により解任する場合は、当該委員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う理事会において、当該委員に弁明の機会を与えなければならない。

(運営委員会議事録)

第39条 運営委員会の議事の経過及びその結果を記録した議事録を作成し、委員長の承認を得た後、3年間以上保存しなければならない。

第9章 JIS 認証判定委員会

(JIS 認証判定委員会)

第40条 認証の可否決定を適正に遂行するため、JIS 認証判定委員会（以下、「判定委員会」という。）を設置する。

(判定委員会の構成)

第41条 判定委員会は、3名以上の委員をもって構成する。

- 2 判定委員会の中立性を維持するため、その委員は当該工場審査又は製品試験を実施した者以外の者とする。
- 3 判定委員会には、委員長をおき、委員の互選により選出する。

(委員の選任及び任期)

第42条 判定委員会の委員は、運営委員会において選任する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残存期間とする。

(判定委員会の職務及び権限)

第43条 判定委員会は、初回工場審査、初回製品試験又は認証維持審査等の結果に基づき、省令第13条（認証に係る審査の方法）に規定する要件を満たしているかどうかについて審査し、認証の可否について決定する。

(判定委員会の開催)

第44条 判定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、緊急を要する場合にあっては書面審議とすることができるものとする。

- 2 判定委員会は、委員現在数の過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 やむを得ない理由のため、判定委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。この場合、前項の適用については出席したものとみなす。

(判定委員会委員の解任)

第45条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員の現在数の2分の1以上の議決を得て、当該委員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - 二 職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項第二号の規定により解任する場合は、当該委員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う運営委員会において、当該委員に弁明の機会を与えなければならない。

(判定委員会議事録)

第46条 判定委員会の議事の経過及びその結果を記録した議事録を作成し、委員長の承認を得た後、3年間以上保存しなければならない。

第10章 遵守事項

(認証の報告)

第47条 本会は、第22条に規定する認証書を発行した後、遅滞なく、省令第22条（認証の報告）に規定される事項について経済産業大臣に報告しなければならない。

(認証の公表)

第48条 本会は、次に掲げる事項を行った場合、省令第14条の規定に基づき、第5条に掲げる事務所で公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して公表しなければならない。

- 一 鉱工業品の認証を行った場合
- 二 鉱工業品の認証の全部又は一部を取消した場合
- 三 認証契約が終了した場合（現に製造された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合を除く。）

(業務規程の届出)

第49条 本会は、省令第24条の規定に基づき、認証の業務の開始2週間前までに本業務規程を経済産業大臣に届け出なければならない。また、本業務規程を変更しようとするときも同様とする。

(事務所等の変更の届出)

第50条 本会は、認証に係る事務所等の変更を行うときは、工業標準化法第32条及び省令第23条（事務所等の変更の届出）の規定に基づき、所定の期間内に経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務の休廃止の届出)

第51条 本会は、認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとしたときは、工業標準化法第34条及び省令第25条（業務の休廃止の届出）の規定に基づき、休止し、又は廃止しようとする日の6ヶ月前までに経済産業大臣に届け出なければならない。

(遵守事項)

第52条 役員、JIS 認証審査員、JIS 認証試験員及びその他の職員（以下「職員等」という。）

は、以下の事項を遵守しなければならない。

- 一 職員等は、常に秩序を重んじ規律に従い公正な立場において業務に従事しなければならない。
- 二 職員等は、認証に係る業務を実施するにあたり、特定のものを不当に差別的に取り扱ってはならない。
- 三 職員等は、認証に係る業務を実施するにあたり、当該認証依頼者若しくはその関係者と、認証の公平性が損なわれるような形での関与をしてはならない。
- 四 職員等は、過去2年間に認証依頼者の役員又は使用人であった場合、当該認証依頼者の対象製品の認証を行うことはできない。
- 五 職員等は、本会の名誉を傷つけるあるいは対外的信頼を損うような言動を行ってはならない。
- 六 職員等は、業務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

第11章 帳簿

(帳簿の記載事項)

第53条 本会は、認証を行ったときには、工業標準化法第39条に基づき、速やかに次の事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 認証依頼者の氏名又は名称及び住所、並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - 二 認証の依頼を受けた期日
 - 三 認証の依頼に係る日本工業規格の番号及び日本工業規格の種類又は等級（当該日本工業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。）
 - 四 鋳工業品の名称
 - 五 審査を行った期日
 - 六 審査の結果
 - 七 審査を行った者の氏名
 - 八 認証契約を締結した期日及び認証番号
- 2 前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、鋳工業品ごとに区分して、記載しなければならない。
- 3 帳簿を保存しなければならない期間は、帳簿の最終の記載の日から起算して5年とする。

第12章 苦情等の処理

(異議申立て)

第54条 本会が行った認証に係る業務及びその結果について異議がある者は、本会に対して異議申立てをすることができる。

- 2 認証の結果について異議ある者は、文書による異議申立てにより再審査又は再試験を受けることができる。
- 3 第2項に規定する異議申立てによる再審査又は再試験の手数料は、第10条に規定する認証手数料規程の定めるところによる。ただし、本会がその責に任すべき理由があるときは、この限りでない。

(苦情処理)

第55条 本会が行った認証に係る業務及びその結果について苦情がある者は、本会に対して苦情申立てをすることができる。

- 2 本会に提起された苦情を文書にて受理した場合、別に定める苦情処理に係る規程に基づき、速やかに処理するものとする。

第13章 雑 則

(免責事項)

第56条 本会は、JIS 認証審査員及び JIS 認証試験員が本業務規程にしたがって実施した業務の際に認証を受けた者に生じた損害については、JIS 認証審査員及び JIS 認証試験員に故意又は重大な過失がある場合のほかはその責を負わないものとする。

(文書化)

第57条 本会は、本業務規程の運用において必要な手順等について文書化し、別に定めるものとする。

(情報提供)

第58条 本会は、認証の方法、実施体制及び申請等に係る必要事項並びに認証依頼者に対する要求事項等について文書化し、認証依頼者及びその関係者に提供するものとする。

(業務規程の制定及び改廃)

第59条 本業務規程の制定及び改廃は、運営委員会の審議及び理事会の承認を必要とする。

附 則

- 1 本業務規程は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則 (平成17年 9月 1日)

- 1 平成17年 9月 1日 全面的な見直しにより 第4条から第8条、第11条、第12条、第17条、第24条、第27条、第28条及び第54条 改正

附 則（平成18年 6月 1日）

- 1 平成18年 6月 1日 加工技術に係る記述の削除により 第3条、第12条、第16条、第22条、第24条、第28条、第29条、第30条、第48条及び第53条改正

附 則（平成19年 6月15日）

- 1 この改正は、平成19年 7月 1日から施行する。
運営委員会の開催頻度変更により 第37条 改正

附 則（平成21年 4月15日）

- 1 この改正は、平成21年 4月15日から施行する。
運営委員会の職務の一部変更により 第36条 改正

附 則（平成22年 4月15日）

- 1 この改正は、平成22年 4月15日から施行する。
用語の変更等により 第3条、第7条、第16条、第22条、第30条、第31条及び第32条 改正

附 則（平成24年 4月 1日）

- 1 一般財団法人の登記を行った日から「財団法人」を「一般財団法人」に、「寄附行為」を「定款」に読み替える。
- 2 運営委員会の職務等の変更に伴い第36条及び第59条を改正